

表 7-02 平成 25 年度の水道局からの受注業務

(単位：千円)

受託業務	契約金額
営業業務	5,431,860
水道料金ネットワークシステム運用管理等	4,909,096
財務会計事務システム運用管理等	471,072
固定資産事務システム運用管理等	90,909
人事情報管理システム運用管理等	82,782
統合サポートデスク運営	74,844
グローバルウェアシステム運用管理等	68,943
給与計算事務システム運用管理等	68,040
貯蔵品管理事務システム運用管理等	22,029
運付金振込専用ネットワーク構築	20,265
多摩統計情報管理システム改善	16,275
その他各種業務	19,171
合計	11,275,286

(PUC 作成資料より監査人が作成)

(注) 契約金額であるため、売上高とは一致していない。

PUC では、内部資料として、部門別の経営成績を表すため、共通経費を売上高基準で按分することで、部門別損益計算書を作成している。

しかしながら、PUC は表 7-02 のように水道局から多額の受注があるにもかかわらず、工数管理を行っているとして個別の案件・プロジェクトごとの原価を管理していない。

個別の案件・プロジェクトごとの原価管理は、自らの経営管理に資すること、水道局との一体的事業運営体制上、原価低減に資することから必要であると考えられる。特に PUC の売上高の大部分を水道局からの受託業務が占めており、当該受託業務の原資が水道料金であることに鑑みれば、水道局の PUC に対する委託費用の適正性を確保する意味からも、PUC が個別の案件・プロジェクトごとに損益を管理し、必要に応じて水道局に報告することが必要であると考えられる。

(意見 2-11) プロジェクト別原価管理について

PUC では個別の案件・プロジェクトごとの原価管理を行っていないが、自らの経営管理に資すること、水道局との一体的事業運営体制上、原価低減に資することから、当該原価管理を適切に実行されたい。ここで、原価管理は会社運営の実態に即した形で実施される必要があり、現状では個別の案件・プロジェクトごとに工数管理を行っていることから、工数を使用して原価管理を行う等、PUC の実態に即した管理が望まれる。

特に PUC の売上高の大部分を水道局からの受託業務が占めており、当該受託業務の原資が水道料金であることに鑑みれば、水道局の PUC に対する委託費用の適正性を確保するためにも、PUC は個別の案件・プロジェクトごとに適切な管理方法を構築し、損益を把握した上で必要に応じて水道局に報告されたい。

3. 多摩地区における請求書現地発行について

区部では、平成5年3月から検針用携帯パソコンシステム（以下、「ハンデーターミナル」という。）により検針を実施し、平成19年4月から従来は郵送で届けていた請求書についてハンデーターミナルを使用して検針時に請求書発行し利用者に渡ししている。

一方、多摩地区では、平成17年1月からハンデーターミナルにより検針を実施しているが、平成25年度現在、検針時に請求書を発行せず、後日郵送によって請求書を利用者に送付するという形を取っているため、区部と多摩地区では請求書の発行方法に差異が生じている。

これについて水道局に質問したところ、多摩地区では平成20年度に請求書現地発行の導入を検討したが、当時は水道局から多摩地区市町への事務委託が継続しており、当該市町との調整に期間が必要であったこと等から導入は見送られたという経緯があるとの回答であった。

多摩地区においても区部と同様に、請求書を現地で発行することができれば請求書を郵送することにより生じる郵送費用及び請求書を後日作成する作業の双方を削減することが可能となる。また、利用者サービスの公平性が図れることとなる。ただし、請求書現地発行に関してはシステム経費や検針委託料など新たなコストが発生することが想定されるため、検針に際しては区部のプログラムや機器の共通化など最大限の活用を図り、可能な限りコスト増加を抑制することが必要である。

なお、請求書の現地発行の方針は水道局の主導で決定されるため、本報告書87ページの（意見1－9）において、多摩地区における請求書現地発行の再検討について水道局に対する意見を記載している。

（意見2－12）多摩地区における請求書現地発行について
請求書の現地発行の方針は水道局の主導によるものであり、水道局が方針を決定した際にはPUCは水道局と連携を図るべく、多摩地区における請求書の現地発行について実務的な課題を整理するなどして、当該導入に向けて具体的な対応を図らきたい。

4. 特定契約について

PUCは株式会社であるが、単なる営利目的企業ではなく、地方公営企業である水道局と一体となって業務を実施する立場にある監理団体でもあるため、各種の契約を締結する際には、競争性と透明性が求められる。この点、「東京都水道局所管東京都監理団体指導監督基準」において、契約の締結方法が定められている。東京都水道局所管東京都監理団体指導監督基準では、監理団体の契約締結方法を定めるに当たり、競争契約を最初に定義した上で、競争契約を行うことが合理的ではない場合に他の契約により締結するものと定めている。このようなことから、監理団体における契約は、競争原理に基づいた競争契約が原則であると考えられる。

【再掲（表6-03）】 契約方法の定義

契約方法	定義
競争契約	契約相手方となり得る者が複数いる競争性を確保した契約
独占契約	特許、著作権等の関係により、契約相手方が唯一の契約
緊急契約	緊急の必要により競争契約を行う暇がなく、一者とのみ契約手続を行う契約
少額契約	契約金額が少額なため、一者とのみ契約手続を行う契約
特定契約	適切な契約相手方が特定の一者しかいない契約等、その他の契約のいずれにも該当しない契約

（水道局「東京都水道局所管東京都監理団体指導監督基準」より監理人が作成）

特定契約は、競争原理によらずに、任意に特定の二者を選定して、その者と契約を締結するものであり、水道局の特命随意契約と趣旨を同じくする契約方法である。特命随意契約は、競争という方法を取らずに、契約担当職員が任意に選択した二者を相手方として締結する契約方法である。特定契約も、競争原理に基づかない点で、競争契約に係る手続の時間を省き、能力や信用等の調査も含めて、業者の選定を容易にする点でメリットがある。しかしながら、その反面、特定の業者に限定する必要性のない業務や物品について、安易に特定契約を用いた発注を行えば、本来は競争性を確保すべき契約が、不適正な価格によって締結されるというデメリットを内包している。

したがって、水道局の特命随意契約が地方公営企業法施行令第21条の14において、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、競争入札に付することが不利と認められるとき、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときなど限定された例外的な契約手法として取り扱われているのと同様に、監理団体の特定契約も例外的な契約手法とし

て取り扱われているものと考えられる。この点、PUCの「調達運用規程」においても、「特定製造者に係る部品の調達、修繕、点検等や事業の必要性等において適切な契約相手方が一者しかない契約」という、限定された場合にのみ締結できる旨が規定されている。

以上のように、特定契約による契約の締結は、例外的な契約手法であると考えられることから、その契約が合理的な理由に基づいて締結されているかどうかを検討することは非常に重要である。

ここで、PUCの発注に関する契約種類別における契約件数は表7-03のとおりである。

表7-03 発注に関する契約種類別の件数及び金額

契約種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度
競争契約	2,899,434千円(64.1%) 81件(6.8%)	1,319,095千円(44.0%) 86件(7.4%)	2,138,386千円(56.3%) 96件(8.1%)
独占契約	—	—	—
緊急契約	98,731千円(2.2%) 5件(0.4%)	—	73,582千円(1.9%) 4件(0.3%)
少額契約	301,317千円(6.7%) 1,072件(89.6%)	306,864千円(10.2%) 1,037件(89.0%)	306,531千円(8.1%) 1,028件(86.4%)
特定契約	1,225,045千円(27.1%) 39件(3.3%)	1,368,886千円(45.7%) 42件(3.6%)	1,282,908千円(33.7%) 62件(5.2%)
合計	4,524,529千円(100%) 1,197件(100%)	2,994,846千円(100%) 1,165件(100%)	3,801,309千円(100%) 1,190件(100%)

(PUC作成資料より監査人が作成)

表7-03のように、金額については特定契約が毎年10億円を上回り、割合も全体の3割から4割前後を推移している。したがって、PUCでは、特定契約の金額が少くないと言いきる状況にある。

PUCの平成25年度の特定契約の中には、表7-04のとおり、合理的な理由とは認め難い特定契約、あるいは特定契約を締結する上での課題が検出された。

表7-04 特定契約に関する検討事項

案件名	契約内容及び検討事項
「本社一新宿センター間ネットワーク更新用データファイバ回線」に係る調達について	<p>【契約の概要】 本契約は、「本社一新宿センター間ネットワーク更新用データファイバ回線」に係る調達について、特定契約を締結するものである。</p> <p>【契約の種類】 特定契約</p> <p>【契約金額】 2,207,940円(うち消費税等額105,140円)</p> <p>【検討事項】 <u>特定契約希望理由</u> 調達先は、西新宿エリアの回線に係るインフラ工事を担当しており、光回線の接続、引き込み等、PUCの回線についても精通していた。また、現行回線の費用未端でPUCにデータファイバを提供することが可能な唯一の事業者であった。 業者の選定に当たり、PUCは現行のA社及び他の事業者は対立が可能かどうか確認していた。その結果、西新宿地域において対応可能であると確認できたのが調達先B社のみであった。 PUCでは、登録されている事業者が複数いる場合に、入札を行うこととしている。今回は対応可能な業者がB社のみであったため、入札を行う状況ではなかった。 現行のA社は通信事業者として登録がなされていなかった。事業者登録がない場合でもPUCと契約を行うことが可能であるという時点で、事業者登録という仕組みが形骸化していると言える。したがって、事業者登録の有無によって契約方法が変わることは合理的ではない。 また、データファイバは通信事業者が敷設した光ファイバを借用することによって利用するものであり、データファイバの供給事業者は通信事業者に限られるのではない。現に、調達先のB</p>

<p>社の業種は建設業である。データファイバをサービスとして提供する事業者は複数存在することから、対応可能な事業者が本当にB社のみであったかどうか、確実性に乏しい。</p> <p>確かにB社は電気通信工事では大手であり、品質の面では信頼性が高く、PUCの選択に誤りがあったとは言えない。しかしながら、より取引の競争性を高めるため、事業者登録にこだわることなく、競争契約を行うことにより広く事業者の参加を募ることが求められていたものと考えられる。</p> <p>以上のことから、当該契約の締結に際して競争契約を妨げる要因はなかったものと考えられる。</p>	<p>【再生 NIP 用紙 (15 インチ×11 インチ) の印刷業務委託 (単価契約)】に係る調達について</p> <p>【契約の概要】 本契約は、「再生 NIP 用紙 (15 インチ×11 インチ) の印刷業務委託 (単価契約)」に係る調達について、特定契約を締結するものである。</p> <p>【契約の種類】 特定契約</p> <p>【契約金額】 3,593,100 円 (うち消費税等額 171,100 円)</p> <p>【検討事項】 <u>特定契約希望理由</u> 当該用紙は古紙配合の再生紙であり、PUC で使用しているペーヅリントを使用すると印刷品質に問題が生じることがあった。そこで、プリンタのメーカーであるC社に問合せを行ったところ、比較的問題が少ない再生紙を取り扱っている3社を推奨された。そのうち2社が取り扱っていた再生紙は生産が終了あるいは中止となっていたため、残りの1社であるD社と特定契約により契約を締結した。</p> <p>D社は当該用紙を作成しているメーカーであり、用紙が原因の不具合が生じた場合の調査を考慮すると、メーカーから直接調達することが最も効率的であり、直販でのコストメリット等から、D社からの調達が最も効率的であると判断した。</p> <p>メーカーであるC社から再生紙とともに会社を紹介されていたが、契約先を紹介されたのではなく、問題が少ない再生紙を紹介されたものと考えられる。</p>
<p>介されたものと考えられる。</p> <p>比較的問題の少ない再生紙を紹介されていることから、問題が生じた場合を想定することは合理的ではない。また、再生紙のような消耗品については大量購入による割引し、値引きがあること、生産が中止されているような取扱いの少ない型番の場合には直販であることがかえって高額になる場合があることから、直販であることがコストの観点から最も効率的であるとは限らない。</p> <p>以上のことから、当該契約の締結に際して競争契約の実施を妨げる要因はなかったものと考えられる。</p>	<p>【ヘッドセットのリース契約及び保守契約】に係る調達について</p> <p>【契約の概要】 本契約は、水道局お客さまセンターのヘッドセットについて、お客さまセンター開設時から使用し、再リースを繰り返してきたが、故障等も頻発して使用の耐久性も限界に達したため、リース (保守契約含む) を実施するものである。</p> <p>【契約の種類】 特定契約</p> <p>【契約金額】 リース契約総額：17,463,600 円 (うち消費税等額 831,600 円) 保守契約総額：2,009,700 円 (うち消費税等額 95,700 円)</p> <p>【検討事項】 <u>特定契約希望理由</u> まず、ヘッドセットはCTIシステム (※) との親和性が高く、音声関連の障害時の原因追求についてはCTIシステムと一体的に調査することが必須であり、原因部分の切り分け及び早期解決等のために、現行CTIシステムの調達業者と同一業者であることが、24時間365日稼働が義務付けられているセンター運営にとって必要であった。今回のリースは水道料金ネットワークシステム (通称：SWAN) 端末の機種変更に伴って実施するので、音声関係等の問題発生リスクが予見されるため、保守対応において、センター運営機器の構成等を熟知している現行業者の協力が必要であった。</p> <p>※ Computer Telephony Integration 電話やFAXをコンピュータシステムに統合する技術。サポートセンター</p>

等、顧客に電話で対応するコールセンター業務に広く利用されている。

また、リブリースは約5か月をかけて順次実施していくため、既存ウェブセットとの併用期間が長期にわたることになり、既存分とリブリース分の調達業者を同一にすることで、故障時の迅速で効率的な保守体制を確保しておくことが、センターの安定運営にとって必要であった。

さらに、ウェブセットは発注から納品まで3か月程度の期間を要すると想定され、競争契約によった場合は一体的に行うリブリース作業が遅延し、業務運営に支障が生じることから、早急な発注を行う必要があった。

しかしながら、ウェブセット自体はCTIシステムと一体ではなく単独で販売されているため、他のリース会社でも納入することが可能であると考えられ、保守についてはメーカーとPUCとの間で直接行われることとなり、他のリース会社でも保守サービスに関する仕様の条件を満たすことが可能であると考えられる。

さらに、お客さまセンターの安定的な稼働を第一に考えるならば、耐久性の限界に達するまで使用し大多数をリブリースするのではなく、計画に基づいた定期的なリブリースを行うことが必要である。

今回は早急な発注を行う必要があったと考えられることから、緊急契約として締結すべき案件であったと言える。

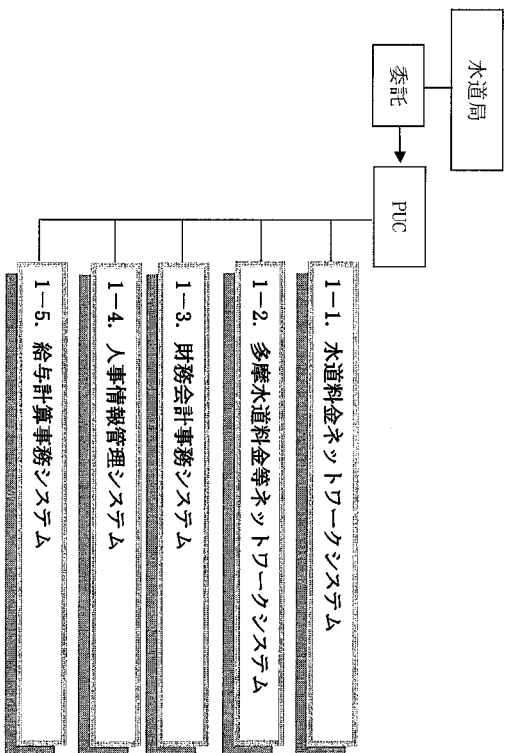
(指摘2-3) 特定契約について

監理団体であるPUCにおいては、効率性や公共性の観点から、競争性と透明性を確保した上で契約の締結がなされるべきであり、安易な理由による特定契約の締結を認めるべきではないが、平成25年度において、合理的な理由に乏しい特定契約を締結している案件が認められる。PUCはその売上高の大部分を水道局からの受託業務が占めており、当該受託業務の原資が水道料金であることに鑑み、水道局のPUCに対する委託費用の適正性を確保するため、特定契約を締結する際、その契約に特定契約によるべき合理的な理由があるのか、また合理的な理由がある場合も価格等が合理的であるのかについて詳細な検討を経た上で決定されたい。

5. ホストコンピュータの停電対策と業務継続計画策定の支援について

PUCでは、水道局の主要な業務処理システムを図7-01のとおり受託している。これら情報システムは、東京23区内のシステムセンターに設置しているホストコンピュータ2台を利用して稼働している。

図7-01 PUCが受託している水道局の主要な業務処理システム



(水道局作成資料より監査人が作成)

水道局の主要業務処理システムを稼働するホストコンピュータが設置されているビルには自家発電設備がないため、ホストコンピュータは、停電対策として、①無停電電源装置を利用し電源の瞬断時に稼働を継続する、若しくは、②停電が長時間に渡る場合は、ホストコンピュータ、サーバを安全にシャットダウンするのみの選択となる。この②の場合は、ホストコンピュータにて稼働している水道料金ネットワークシステム及び多摩水道料金ネットワークシステムをはじめ、財務会計事務システム等、水道局の主要な情報システムは、停止せざるを得ないことになる。

この件について、水道局の見解は、「ホストコンピュータが設置されているビルについては、立地条件や電源系統の冗長化等に関するPUCからの説明を受け、ホストコンピュータが停止するリスクはないと考えている。」とのことである。

また、この件についてPUCの見解は、以下のとおりである。

- 電力会社の基幹変電所(275KV)からビル内特別高圧変電所に地下ケーブル4回線が入線しており、常時2回線以上の冗長構成を保っている。この基幹変電所には、2系統の発電所から送電されており、当社設備での停電検出事象は、開設から30年間に一度も検出した実績はない。また、東日本大震災、狭山自衛隊機墜落事故、旧・江戸川送電線切断事故時でも、電気事業者による系統切り替えに伴う瞬時停電事象も発生していない。
- 東日本大震災に伴う電力不足時でも電気事業法に基づく電気の使用制限等(計画停電)の対象区域から除外になり、平常時と同じようにホストコンピュータを稼働できた。
- 業務継続に関しては、自社の事業継続計画大規模災害対策編を策定している。
- 復旧対策としては、前述の事業継続計画大規模災害対策編をベースに、情報処理センター復旧マニュアルを策定している。
- 当社では、新宿副都心地域の電源供給に対して、外部資料を基に発生し得るリスクを評価し、その対策を適切に行っている。また、想定を超える停電が発生した場合は、「お客さまセンター」の機能維持と「応急給水」対応が最優先であると考えている。
- 「お客さまセンター」については、お客さまセンター内の機器で利用可能な参照用のシステムを用いて緊急時における業務の継続は可能である。

なお、システム停止時など有事の業務継続計画として、水道局では平成26年9月に「水道局お客さまセンター障害対応マニュアル」を作成し、また、PUCでは平成25年10月に「多摩お客さまセンター障害・事故対応マニュアル」を作成している。

(意見2-13) ホストコンピュータの停電対策と業務継続計画策定の支援について

水道局は、「ホストコンピュータが設置されているビルについては、立地条件や電源系統の冗長化等に関するPUCからの説明を受け、ホストコンピュータが停止するリスクはない。」としている。

しかしながら、水道局の主要システムを稼働するホストコンピュータの設置されたビルには自家発電設備がない。

この件についてのPUCの見解は、「新宿副都心地域の電源供給に対して、外部資料を基に発生し得るリスクを評価し、その対策を適切に行っている。また、想定を超える停電が発生した場合は、『お客さまセンター』の機能維持と『応急給水』対応が最優先であると考えている。」とのことであり、「ホストコンピュータが停止するリスクはないとの認識は水道局と一致している。」とのことである。

その上で、システム停止時など有事の業務継続計画として、水道局では平成26年9月に「水道局お客さまセンター障害対応マニュアル」を作成し、また、PUCでは平成25年10月に「多摩お客さまセンター障害・事故対応マニュアル」を作成しているが、水道局の業務情報処理システムの開発、保守、運用業務を長期にわたり受託し、情報システム全般に係る専門知識と専門能力を保持するPUCは、自家発電設備がないビルに水道局の業務処理システムを稼働するホストコンピュータをはじめとした主要なハードウェアを設置している以上、水道局が、停電時を含め、有事を想定した適切な業務継続計画を策定できるよう支援されたい。

6. 取締役会の開催時期・書面決議について

(1) 取締役会の開催時期について

会社法において、取締役会は少なくとも3か月に1回開催される必要があるとされている(会社法第363条第2項)。

取締役会の開催が3か月に1回と定められている趣旨は、会社の意思決定機関であるとともに、各取締役の業務執行の監督機関である取締役会の実効性を確保することにある。この開催状況を確認するため、取締役会議事録を閲覧したところ、第6回(平成25年11月26日)と第7回(平成26年3月17日)の間が3か月を超えており、会社法第363条第2項の規定に反していた。また、監査役は、これを指摘していなかった。

(指摘2-4) 取締役会の開催時期について

会社法第363条第2項の規定により、取締役会は少なくとも3か月に1回開催される必要があると定められているが、平成25年度の一部の取締役会についてこの定めが遵守されていなかったことから、これを遵守させたい。

また、監査役は取締役会が適時に開催されているか監督する立場にあることから、その開催が適時に開催されているか、これを監督させたい。

(2) 取締役会の書面決議について

平成26年3月17日の取締役会決議は、書面による取締役会決議となつている。書面による取締役会決議には監査役全員の同意を得る必要があるが、監査役2人のうち1人の監査役の同意日付が平成26年3月25日となっている。書面による決議があつたものとみなされた日は平成26年3月17日であるから、17日時点では、監査役全員の同意が得られていないことになり、したがって、監査役から本提案について異議は述べられていない旨の議事録の記述の日付に整合性がない。

(指摘2-5) 書面による取締役会決議について

取締役会決議を書面により行う場合には、監査役全員の同意を得る必要があるが、一部の決議の監査役同意日付に不備が認められたことから、今後はこのようなことのないよう、書面による取締役会決議日より前に、監査役は必ず当該書面を確認し、その旨の記録を適時に行われたい。

7. 賞与引当金に係る未払社会保険料について

一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、既に提供された役務に対していまだその対価の支払が終わらないものについては負債として計上する必要がある。したがって、賞与引当金に係る未払社会保険料についても負債に計上する必要があると考えられる。

そこで、PUCの平成25年度の決算を確認したところ、賞与引当金に係る未払社会保険料36百万円が負債に計上されていなかった。

PUCによれば、当該金額について、負債に占める割合が小さいことから、検討した結果、金額的重要性がないと判断し、計上を見送ってきたことである。

しかしながら、金額的重要性は貸借対照表のみではなく、損益計算書に与える影響も踏まえて判断する必要がある。36百万円はPUCの損益計算書にとつて一定の金額的重要性を持つと考えられ、また一般的に高額であることから、監理団体として公共性を有するPUCの性質を踏まえると、安易に金額的重要性を用いて会計処理を省略するべきではない。

(指摘2-6) 賞与引当金に係る未払社会保険料について

PUCでは、平成25年度の賞与引当金に係る未払社会保険料36百万円について金額的な重要性がないと判断し、貸借対照表に計上していなかった。今後、水道局からの営業所運営受託業務の拡大等に伴う人員の増加により、更に金額は大きくなることが想定されるため、賞与引当金に係る未払社会保険料を負債として計上することとされたい。

IV 水道ワークショップシステム株式会社に関する指摘と意見

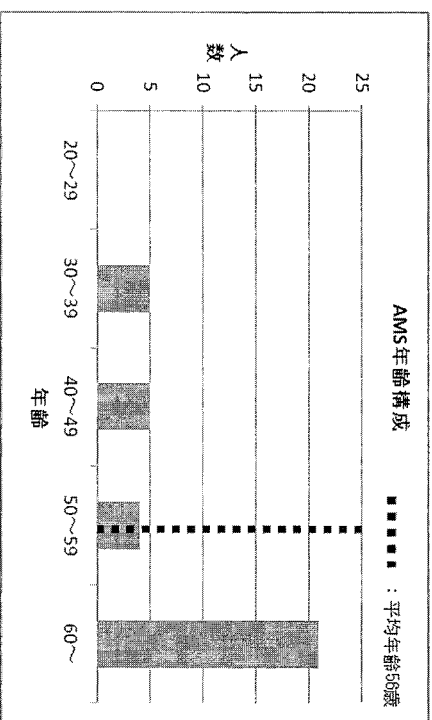
1. 年齢構成を踏まえた中長期的な人員の確保について

水道局の職員の年齢構成は平成25年7月現在で50歳以上のベテラン職員が全体の約4割を占めており、技術やノウハウの継承が急務とされている。このような状況の中、AMSは水道局の監理団体ではなく、報告団体であるが、表4-16のとおり、その売上高の多くを水道局に依存している状況であるため、社員について、平成25年度の年齢構成を把握し、技術やノウハウの継承を検討することに意義があると認められる。

AMSは、都のOBを中心とした高年齢層によって、安定的なサービスの提供を行っている点に特徴がある。

ここで、AMSの年代別人員数はグラフ8-01のとおりである。

グラフ8-01 年代別人員数



(AMS作成資料より監査人が作成)

AMSの年齢構成は、高年齢層が多く、若年・中堅層の人数が相対的に少ない点特徴的である。特に、20代の若年層はゼロである。

AMSの高年齢層は主に都のOBから構成されている。都のOBは水道業務の経験が豊富で、知見や造詣が深いことから、AMSが業務を行うに当たっては、そうした状況が有利に働き、高品質なサービスの提供が可能なた状況であると考えられ

る。しかしながら、若年層が少ないことから将来的には会社の主力となる人材が不足するリスクが懸念される。

AMSは社内・社外研修を通じて知識や経験を継承する計画ではあるが、若年層が少ない現状においては、適切な人材の採用・育成をしていくことが重要である。

AMSによれば、都のOBについては、今後も問題なく採用できる見込みのため、人材確保の観点から問題はないとの考えである。また、人事計画の作成に当たっては、収支見通しが前提となるが、AMSは短期の収支見通しは作成可能であるものの、長期の収支見通しは立てにくいとの主張である。

しかし、中長期的に達成すべき目標水準と、そのために必要となる施策に対する優先順位を明確にし、効率的効率的に事業を進めるためにも、中長期的な観点からの事業運営が重要である。また、都のOBを毎年確保できたとしても、現在の若年・中堅層が徐々に高年齢層にシフトしていくことを考えれば、中長期的に会社を支える人材に懸念があるといわざるを得ない。そのため、AMSは、都のOBを採用することで、短期的には高品質なサービスの提供が可能であるが、中長期的な人事戦略としては、都のOBの採用だけに頼るのではなく、中途採用や新卒者採用に力を入れることも選択肢に入れつつ、人材を採用・育成する取組が必要であると考えられる。

(意見2-14) 年齢構成を踏まえた中長期的な人員の確保について

社員の年齢構成について、AMSは高年齢層が多く、若年・中堅層が少ない。

AMSは、都のOBの採用により人材確保を図っているが、社員の年齢構成の特徴を踏まえれば、高品質なサービスを持続的かつ安定的に確保することの必要性から、新卒採用や中途採用を含めた総合的かつ中長期的な人材の確保及び育成に取り組みたい。